

令和8年6月10日

福岡県警察契約担当者 殿

福岡県警察本部総務部会計課
(出納係)

「液晶ペンタブレット貸借」に係るお知らせ

仕様書に記載されていない事項について、質疑がありましたので、お知らせします。

番 号	質問事項(回答事項)
	別紙のとおり

担当者 山本 092-641-4141(内線2244)

(液晶ペンタブレット賃貸借)

番号	質問事項及び回答事項
1	<p>Q.仕様書記載の納期までに対応可能と応札時点で確認済みではございますが、世界情勢等の状況を踏まえ、弊社の責に帰せず納期遅延が発生する場合には罰則なしに対応及び納期について協議頂けますか。</p> <p>A.賃貸借期間の始期を変更することがやむを得ないと社会通念上考えられる場合については協議させていただきます。 質問されているような特段の事情であれば罰則等はありません。</p>
2	<p>Q.昨今の世界的な半導体不足やメモリ等電子部品の供給遅延、国際物流の影響により、IT機器の製造・出荷時期がメーカー側の事情で遅延する可能性が指摘されています。 このような受注者の責によらない事由により機器納入に遅延が生じる場合、契約不履行とはならず、また指名停止や遅延違約金は発生せず、賃貸借開始日延期などの協議に応じていただける認識で宜しいでしょうか。</p> <p>A.賃貸借期間の始期を変更することがやむを得ないと社会通念上考えられる場合については、協議させていただきます。 質問されているような特段の事情であれば罰則等はありません。</p>
3	<p>Q.納入手続、保守対応、リース期間終了時の物件撤去（作業スケジュールの対応含む）について第三者に委託してもよいか</p> <p>A.仕様書に定める作業内容に対応できるのであれば、自社で対応されるか、第三者へ委託するかは問いません。</p>
4	<p>Q.リース期間満了時の物件取り外し、及び、福岡県警察本部への物件とりまとめは、発注者にて実施いただく認識でよいか。またその際の回収場所は1カ所（福岡県警本部）に集約いただける認識でよいか。</p> <p>A.ご認識のとおりです。</p>
5	<p>Q.固定資産税はリース料に含める（受注者負担）でよいか。</p> <p>A.受注者負担となります。</p>
6	<p>Q.動産総合保険は期間に応じて保険金上限が逡減する一般的な動産総合保険（新価特約無）の認識でよいか。</p> <p>A.一般的な動産総合保険の加入で構いません。</p>
7	<p>Q.本件物件の特性上、データ記憶部分は無く、リース終了時における「データ消去」に関して、双方（発注者・受注者）にその義務・必要な認識でよいか。</p> <p>A.ご認識のとおりです。</p>

8	<p>Q. 応札の際封筒に、封印は必要か。封印が必要な場合は代理人印でよいか、それとも登録印での押印が必要か。</p> <p>A. 封印は不要です。 詳細につきましては、入札説明書 10 入札（5）の参照をお願いします。</p>
9	<p>Q. 「入札書（見積書）（請書）」と「入札（見積）仕様書」は両方一緒に提出する認識でよいか。他に提出するものがあればお示し願いたい。</p> <p>A. 「入札（見積）仕様書」はあくまで仕様書となりますので、入札時には不要です。 入札時には、「入札書（見積書）（請書）」を提出、代理人が入札する場合は、委任状を入札書とともに提出をお願いします。（※入札説明書 10 入札参照） あわせて、入札書提出時に入札保証金の手続きもお願いします。 （※入札説明書 13 入札保証金及び契約保証金参照）</p>
10	<p>Q. 機器リストの提出は必要でしょうか。</p> <p>A. 入札に参加される場合は、5月22日までに要提出となります。</p>
11	<p>Q. 「入札書（見積書）（請書）」の裏面に収入印紙は必要か。必要の際、収入印紙額面も教示願いたい。</p> <p>A. 不要です。</p>
12	<p>Q. 入札書の「（見積書）（請書）」部分への訂正線・訂正印は必要か。</p> <p>A. 不要です。</p>
13	<p>Q. リース会社による入札参加を検討しています。 賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等）について、当該業務を発注者から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。</p> <p>A. 仕様書に定める作業内容に対応できるのであれば、自社で対応されるか、第三者へ委託するかは問いません。</p>
14	<p>Q. 前の質問のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が発注者より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を発注者から受託するのではなく、発注者の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。（当社の発注は法的には再委託にはなりません、再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。）</p> <p>A. 仕様書に定める作業内容に対応できるのであれば、自社で対応されるか、第三者へ委託するかは問いません。</p>

15	<p>Q.本件の賃貸借契約は、「長期継続契約」と「債務負担行為」のどちらでしょうか。</p> <p>A.長期継続契約となります。</p>
16	<p>Q.予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか。</p> <p>A.保管資料（過去5年）で確認した限り、質問の事例はありません。</p>
17	<p>Q.動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が破損した際の修理費用や、滅失して契約が継続できない場合の残賃借料は発注者にてご負担いただけますでしょうか。もしくは別途協議いただけますでしょうか。</p> <p>A.保険適用外の事由による損害が発生した場合、その負担については協議させていただきます。</p>
18	<p>Q.動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により代替品を提供する必要がある場合、その費用については別途協議いただけますでしょうか。</p> <p>A.質問の場合は協議させていただきます。</p>
19	<p>Q.地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等が原因で賃借人や第三者が被害を被った場合は受注者は免責としていただけますか。</p> <p>A.質問の認識で問題ありません。</p>
20	<p>Q.落札後、発注者所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただけますか。</p> <p>A.協議させていただきますが、検討に時間を要する大幅な修正や、入札額に影響を及ぼす内容については応じかねる場合があります。</p>
21	<p>Q.契約期間終了後、延長契約（再リース）を締結する可能性はありますでしょうか。</p> <p>A.延長契約に関しては、契約期間終了前に別途協議をさせていただく場合があります。</p>
22	<p>Q.延長契約（再リース）に移行される場合、同延長料金の金額は、別途協議をお願い出来ますでしょうか。</p> <p>A.協議させていただきます。</p>

23	<p>Q.物件のデータ消去及び消去証明書の発行は必要でしょうか。 尚、データ消去はリース会社指定の場所での履行でよろしいでしょうか。</p> <p>A.本契約により調達する機器については、本体に記憶領域を持たないため、データ消去及び消去証明書の発行は不要です。</p>
24	<p>Q.物件のデータ消去及び消去証明書の発行ではなく、物件の物理的破壊によるマニフェスト等の提出を以って代替させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>A.物件の物理破壊等の措置は求めています。リース終了後は適切な方法により回収をお願いします。</p>
25	<p>Q.物件に付保する保険は一般的な動産総合保険（時価ベース）でよろしいでしょうか。</p> <p>A.一般的な動産総合保険の加入で構いません。</p>
26	<p>Q.動産総合保険の付保期間は「契約期間中」とありますが、実際に付保する期間は、「賃貸借期間」とのことでしょうか。</p> <p>A.質問の認識で構いません。</p>
27	<p>Q.受注者に帰責がない事由による契約解除・終了の場合、当該契約終了時点を起点として、 ①（当初予定の賃貸借期間通期の）残賃貸借期間相当の賃貸借料と、 ②物件の返却にかかる撤去費用を含めて、 発注者にて費用ご負担をいただけますでしょうか。</p> <p>A.残賃借料と撤去費用の負担については協議のうえ、対応させていただきます。</p>
28	<p>Q.代理人入札の場合にて、提出致します委任状に委任者、受任者共に押印は不要との認識で宜しいでしょうか。</p> <p>A.押印は不要です。</p>
29	<p>Q.代理人入札の場合にて、入札書に委任者もしくは受任者の押捺は必要でしょうか。</p> <p>A.押印は不要です。</p>

30	<p>Q.代理人入札の場合にて、入札書の封入封筒に封緘が必要な場合、封印は委任者印が必要でしょうか。代理人の印鑑でも宜しいでしょうか。 又、封印は一か所で差し支えないでしょうか。</p> <p>A.封印は不要です。</p>
31	<p>Q.賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は課税扱いとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>A.受注者負担となりますが、詳しくは所在地の市区町村の資産税課にお問い合わせください。</p>
32	<p>Q.本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日について別途協議いただけますでしょうか。（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）</p> <p>A.賃貸借期間の始期を変更することがやむを得ないと社会通念上考えられる場合については協議させていただきます。 質問されているような特段の事情であれば罰則等はありません</p>